

序説：計画策定の背景等

序説：計画策定の背景等

序 - 1

「第5次総合計画」策定の背景

【ポイント】

「第4次総合計画」の目標年次である2011年度（平成23年度）を迎えるにあたって、大きく変化した社会経済と町を取り巻く環境を踏まえ、そして町民の期待に応えるため、新しい視点で「第5次総合計画」を策定することとなったものです。
東日本大震災からの「復興計画」としての意義ももっています。

- ・鏡石町（以下、原則として「本町」と記述する。）では、町政運営の基本となる総合計画を4次にわたって策定してきており、本町では、これらに示された考え方に基づいて、各種の行政施策を実施してきました。
- ・2001年度（平成13年度）には、地方自治法に基づく「基本構想」を含む「第4次総合計画」を策定しました。
- ・これは、計画期間を2011年度（平成23年度）までの10年間とする「基本構想」、5年スパンの計画である「基本計画」、そして3ヵ年計画である「実施計画」からなるものです。
- ・中間年次である2006年度（平成18年度）には、「基本計画」を改定しました。
- ・これらの計画が、いずれも見直し期限を迎えている一方で、本町をめぐる状況や、社会経済全般、そして町民の行政に対する期待などが大きく変化してきています
- ・そうした中、2011年（平成23年）3月11日には、東日本大震災が発生し、本町も大きな被害を受けました。
- ・こうした背景のもと、震災からの復興と新たな飛躍・発展も視野に入れた新たな本町の総合計画である、「第5次総合計画」を策定することとなったものです。

【ポイント】

「総合計画」は、本町が進める行政施策の総合的・基本的な計画です。基本構想については、長期的な視点にたって目標と基本的な方向を定めるものです。
本町の定める各種の計画や、施策や事業を実施するうえでの最上位の指針となります。
町民や事業者、他の行政機関などと連携した取組みを進めるために、町行政の基本的考え方を示した計画としての意義ももちます。

- ・総合計画の性格と位置づけは、以下のとおりです。

総合的・基本的・長期的な性格をもつ行政計画

- ・「総合計画」は、本町の行うべき行政分野全体を網羅する「総合的な計画」、将来像や理念、施策などに関する骨格的な考え方や方向性を示した「基本的な計画」としての性格をもちます。
- ・「基本構想」については、早急に取組むべき施策を含みつつも、長期的な視点からあるべき姿を描いて、その実現を目指すための根拠としての「長期的な計画」としての性格をもっています。

町の計画・施策・事業の指針となる最上位の計画

- ・行財政改革、都市計画と都市開発、環境保全と環境衛生、産業と文化振興、健康・福祉・教育の充実、安心・安全のまちづくり、コミュニティづくりなど、各分野における計画や施策を策定・実行するうえでの基本的な指針となり、本町が取組む全ての事業は、本計画に即して行われることとなります。
- ・東日本大震災からの復興事業の推進にあたっての「よりどころ」にもなります。

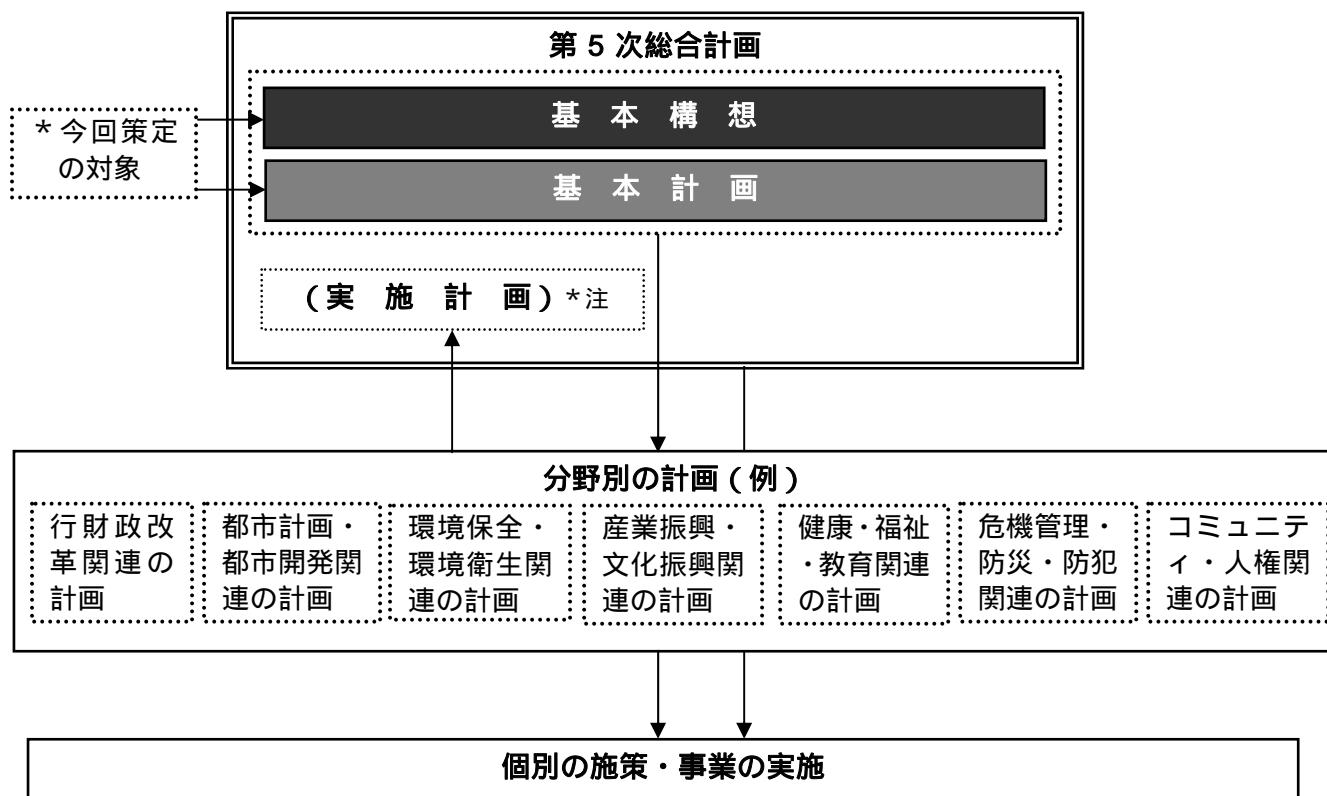
町民等の理解と協力を得るための基本的考え方を示した計画

- ・町行政内部の指針として機能するのみならず、町民や各種の団体・企業みなさんにも尊重していただきたい基本的な考え方も盛り込んだ計画となります。
- ・そのため、「まちづくり委員会」での町民委員の方々によるワークショップをはじめとする町民参加により、様々な立場の方々からの意見を尊重し策定しました。

他の行政機関との連携にあたっての根拠となる計画

- ・施策や事業の推進にあたって、町の行政区域を超えた広域的な対応が必要な場合は、隣接する須賀川市や天栄村をはじめ、他の自治体との連携を図りますが、本計画は、その際に本町の進める行政に関わる基本的考え方を示すものとなります。

注) 印のある語句については、巻末の「用語解説」を参照



総合計画を中心とした町の計画体系

*注：実施計画は3ヵ年単位の予算措置の裏づけとするための計画であり、本冊子とは別に作成されます。

【ポイント】

「総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成します。

「基本構想」は、町政運営の理念や基本的な方向性をまとめるもので、10年計画となります。

「基本計画」は、「基本構想」の実現に必要な施策や主要事業などを分野別に示すものです。計画期間は5年間で、本計画には「前期基本計画」をまとめています。

「実施計画」は、「基本計画」に示した施策を実現・実践するため、具体的な施策内容と事業を定めるものです。計画期間は3年間で、各年度の予算編成の根拠資料となります。(本計画書とは別途作成・公表されます。)

- ・「鏡石町第5次総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。
- ・本計画書には、その前段としての「序説」と、「基本構想」「基本計画」を掲載しており、「実施計画」については別途策定・公表することになっています。

序説

- ・計画策定の前提となる説明部分で、『「第5次総合計画」策定の背景』、『「総合計画」の性格と位置づけ』、『「総合計画」の構成と目標年次(本ページ)』から構成しています。

基本構想

- ・「基本構想」は、町政運営に関わる理念や基本的な方向性をまとめているもので、「基本計画」そして「実施計画」を策定・推進するうえでの前提、よりどころとなります。
- ・計画期間は2012年度(平成24年度)を初年度とする10年間とし、2021年度(平成33年度)を目標年次とします。

基本計画

- ・「基本計画」では、「基本構想」で明らかにした方向性を受けて、その実現に必要な基本的な考え方や施策の展開方法、主要事業などを分野別に示します。
- ・計画期間は、状況変化への柔軟な対応の必要性などから中期的なものとし、2012年度(平成24年度)から2016年度(平成28年度)までの5ヵ年計画(前期計画)としています。

実施計画

- ・「実施計画」は、「基本計画」に示した施策を実現・実践するため、具体的な施策内容と事業を定めるものです。
- ・計画期間は3年間で、毎年検討・見直しを行うことで、各年度の予算編成の根拠資料となります。

「第5次総合計画」の構成と目標年次

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33
基本構想	←.....→									
基本計画	←.....→					←.....→				
	前期基本計画（今回策定）					後期基本計画（予定）				
実施計画→→→→→	* 3年毎の計画期間で毎年度見直す				
	←.....	←.....	←.....	←.....	←.....					
		←.....	←.....	←.....	←.....					
			←.....	←.....	←.....					
				←.....	←.....					
					←.....					